平成２７年（フ）第１０４号
群馬県館林市緑町２丁目25番40号　リオグランデー201
債務者　鑓田　明美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３２５号
埼玉県草加市原町２丁目３番10―20号
債務者　染谷　政和
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
静岡県富士宮市粟倉南町190番地フォレストビレッジＤ105号室、前住所静岡県富士宮市山宮1017番地の１レッドオーブＣ棟104号室
債務者　飯田　舞子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６４号
静岡県富士市大野新田748番地の１
債務者　長橋　理惠
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１７０号
静岡県富士市松岡1426番地の15、前住所静岡県富士市今泉2924番地の１ハイツ銀星203号
債務者　臼井　浄子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６６号
愛知県岩倉市大地町郷前５番地２　ダイヤモンド岩倉302号
債務者　山田　紀子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１６４号
香川県高松市上天神町358番地１　エルディム高木Ａ102
債務者　萩原　洋平
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６９号
香川県高松市福岡町４丁目17番９号
債務者　谷　　美樹（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県南あわじ市榎列大榎列940番地１、前住所兵庫県南あわじ市榎列大榎列734番地１
債務者　南　　侑作
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第４４３号
仙台市若林区大和町３丁目13番15号　なでしこの館２号館
債務者　高橋　博章
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４８１号
仙台市太白区緑ケ丘２丁目18番23号　緑ケ丘ハイム３
債務者　尾形　功二
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
秋田県能代市落合字上釜谷地203番地７
債務者　菊谷　俊宏
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４４号
秋田県能代市落合字上釜谷地203番地７
債務者　菊谷　宏美
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１０６号
茨城県久慈郡大子町大字冥賀1499番地１
債務者　嘉成　勝夫
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４７号
茨城県高萩市大字安良川112番地の１、前住所水戸市堀町1215番地の33　山本方
債務者　大和田吉英
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５９号
茨城県日立市石名坂町２丁目５番２号
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第６３号
茨城県北茨城市関本町関本中７番地４　県営関本アパート３棟303号
債務者　八谷　和利
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
水戸地方裁判所日立支部